

証券コード 5136
2023年1月13日
(電子提供措置の開始日 2023年1月9日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目22番13号
tripla株式会社
代表取締役CEO 高橋和久

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、押印の上ご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月30日（月曜日）午後4時
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目22番13号
当社本社 大会議室

3. 目的事項 報告事項

第8期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 定款一部変更の件

各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

当社は、法令及び定款の定めにより本定時株主総会に関する資料につきましては、電子提供措置をとっております。つきましては、当該資料に係る情報（電子提供措置事項）は、当社ウェブサイト（<https://tripla.io/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、同ウェブサイトにてアクセスしていただき、ご覧くださいようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、

掲載させていただきます。

以上

当日ご出席の場合は、同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

tripla株式会社
代表取締役CEO 高橋 和久

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社のホスピタリティソリューション事業の一環として、宿泊キャンセル保険の提供を行うことを検討しております。保険商品を提供する会社と連携し、当該会社の商品を、当社が代理店として販売する予定です。そのため、定款の目的を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 人工知能を使ったソリューションの開発・提供及びデータ解析</p> <p>2 インターネットサービス事業</p> <p>3 システムの企画・開発・販売</p> <p>4 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業</p> <p>5 国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅行業</p> <p>6 ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する事業</p> <p>(新設)</p> <p><u>7</u> 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 人工知能を使ったソリューションの開発・提供及びデータ解析</p> <p>2 インターネットサービス事業</p> <p>3 システムの企画・開発・販売</p> <p>4 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業</p> <p>5 国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅行業</p> <p>6 ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する事業</p> <p><u>7</u> 損害保険代理業</p> <p><u>8</u> 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>

以上

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

I 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及等により、経済活動正常化の動きも見られましたが、変異株の発生による感染の再拡大等、先行き不透明な状態が続きました。また、ウクライナ情勢の悪化等の地政学情勢の変動や物価の高騰、円安の急激な進行等による経済不安が続いている状況です。

当社のホスピタリティソリューション事業と関連性がある宿泊業界においては、2021年11月から12月においてはワクチン接種率の推進等により新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が下がったことから市場が回復を見せたことにより当社の第1四半期の業績は好調であったものの、2022年2月から2022年4月にかけて同感染症の新たなオミクロン株のまん延を受けたことにより当社の第2四半期の業績は低調に推移いたしました。観光庁の統計によると、延べ宿泊者数（訪日外国人旅行者を含む）は、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年の同月と比較し、73.3%に留まりました。内訳としては、日本人の宿泊者数は89.4%、訪日外国人の宿泊者数においては6.6%に留まりました。なお、2021年10月期における延べ宿泊者数（訪日外国人旅行者を含む）は、当事業年度の新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年の同月と比較し、51.8%であり、その内訳としては日本人が63.3%、訪日外国人が4.0%であったことから、宿泊業界は回復を見せております。延べ宿泊者数については、国土交通省観光庁の発表する数値に基づき集計しております。

新型コロナウイルス感染症の流行の継続により、生活様式の変化を強いられる中、当社ホスピタリティソリューション事業においては、顧客価値向上のため、前年度に引き続き、主要サービスである「tripla Book」及び「tripla Bot」の機能改善に向けた開発投資を継続するとともに、宿泊業界特化型のCRM・MAツールである「tripla Connect」を2022年1月にローンチするとともに、宿泊施設にて活用可能なQRコード決済サービスツールである「tripla Pay」を2022年5月にローンチいたしました。また、施設数を積み上げる営業活動に注力いたしました。

このような取り組みの結果、tripla Bookの施設数は、当事業年度末において、前事業年度末より529施設増の1,620施設、tripla Botの施設数は、当事業年度末において、前事業年度末より196施設増の1,088施設となりました。また、GMV（Gross Merchandise Value）も、当事業年度において、前事業年度比210%増の

32,925百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は817,791千円（前事業年度比61.6%増）となりました。利益面については、営業利益は83,665千円（前事業年度△136,239千円）、経常利益は75,198千円（前事業年度△132,013千円）、当期純利益は74,917千円（前事業年度△128,582千円）となりました。

なお、当社はホスピタリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

2. 設備投資等の状況

当事業年度において重要な設備投資、除却、売却等はありません。

3. 資金調達の状況

当事業年度において該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当事業は宿泊市場が主な関連市場となっております。宿泊業界では、「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、コロナ禍の影響が特に大きく、現在置かれている環境の下、当社としては、対処すべき課題として以下の点に取り組んでおります。

① サービス・プロダクトの強化

当社は、さらなる事業成長のためには、サービス・プロダクトの強化が必要であると認識しております。2021年10月期以前より提供している「tripla Book」、「tripla Bot」については、その契約施設数を順調に伸ばしており、2022年10月期の月次解約率(注1)はそれぞれ0.5%と、0.9%に留まっております。さらなる契約の増加、既存契約の解約抑止のため、競合や顧客要望を意識しながら継続的に機能強化をしていくことが必要であると考えております。2022年10月期に販売を開始した「tripla Connect」、「tripla Pay」についても、「tripla Book」、「tripla Bot」のように契約施設数拡大のため、さらなる機能強化を進めて参ります。また、2022年10月期末現在、開発中である「tripla Page」、「tripla Analytics」等については、販売開始のための開発を進めております。

・ tripla Connect

現在、販促のアクションとしては、メールマガジンの配信、tripla Bot上での表示ですが、今後は、LINEやFacebookメッセンジャー等のSNSによるメッセージ、ショートメッセージ、プランレコメンド機能、DSP広告(注2)との連携等を予定しており、現在、開発中です。

・ tripla Page(仮称)

tripla Pageは、公式ウェブサイトを簡単に作成することができるサービスです。小規模な宿泊施設の中には、公式ウェブサイトを開設していない施設、多額の外注費を掛けて開設している宿泊施設もあります。そのような施設に対し、複数のテンプレートから選択していただくだけで、簡単に公式ウェブサイトを作成することができるサービスです。公式ウェブサイトを構築する際、外注すれば、1施設100万円程度掛かる場合があります。また、更新も外注する場合、都度、費用と時間が発生いたします。小規模な施設であれば、自社内で行うことが困難な場合もあり、簡単かつ安価にウェブサイトを構築・運用したいという課題に対応するものです。

・ tripla Analytics(仮称)

tripla Analyticsは、当社、及び各宿泊施設が持つデータを活用したBIツール(注3)です。宿泊施設の中には、ユーザー(宿泊客)の分析、レベニューマネジメント(注4)を積極的に行っていない施設もあります。tripla Analyticsにより、tripla BookやOTA等のユーザー(宿泊客)のデータが、ダッシュボード(図やグラフ等の簡単な作成が可能)、レポート等により可視化され、分析が容易に行えるようになることを予定しております。当該分析に基づき、その時々に応じた最適な宿泊代金を設定し、各宿泊施設の収益の最大化を図るレベニューマネジメントが可能です。また、顧客である宿泊施設のレベニューマネジメントにより自社予約の収益を増加させることで、当社のtripla Bookの収益も増加いたします。

・ tripla Channel(仮称)

tripla Channelは、チャンネルマネージャー(注5)です。日本の宿泊市場においては、チャンネルマネージャーの大手が複数社存在し、宿泊施設は、自社の有するPMS(注6)とOTA、各予約システム等を連携する場合、チャンネルマネージャーを通して連携するため、比較的容易に、かつ早期に連携を行うことができます。一方、海外においては、チャンネルマネージャーと連携していない施設も散見されます。その場合、宿泊施設のPMSと予約システム等を直接連携する必要があり、専門的な技術、工数が必要となることから、tripla Book導入のハードルとなるリスクがあります。当該リスクを排除するとともに、チャンネルマネージャーとしての収益機会を掴むものとなります。

上記のとおり、既存サービス・プロダクトの機能向上のための開発、新サービス・プロダクトの開発のどちらも重要であり、双方をスピード感を持って行うためには、優秀なエンジニア、プロダクトマネージャーの確保が対処すべき課題となります。当該課題への対処のため、人材の獲得・維持に努めて参ります。

② 内部管理体制の強化

当社が安定してサービスを提供し、継続的に成長し続けるためには、コンプライアンスを重視した内部管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みが重要だと考えております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の体制強化を図り、企業価値の最大化に努めて参ります。

③ 顧客基盤の拡大

当社は、事業成長のためには、契約施設数の増加が必要であると認識しております。顧客基盤の拡大を行うためには、プロダクトの強化を行うとともに、営業等の人材の確保と在籍する人材の継続的な強化に努めて参ります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出

2022年10月期においては、当社の営業収益の大部分は、tripla Book、tripla Botによって構成されております。tripla Connect、tripla Payについては、2022年10月期より販売開始したプロダクトであり、今後の拡販とともに収益貢献を進めて参ります。tripla Book、tripla Botの収益構造としては、ユーザーの利用の多寡にかかわらず発生する定額の基本料金とユーザーの利用の多寡(tripla Bookの取扱高/GMV、tripla Botのリクエスト数等)によって発生する従量料金の段階的な収益構造となっております。基本料金については、契約施設数を増加させることにより、毎月の収益が積み上がる構造であり、従量料金については、契約施設数の拡大とユーザーの利用の双方を促進することで当該収益が増加いたします。当社においては、プロダクト開発やユーザーの獲得に関する投資を先行して行い、事業拡大を図ったことから、2021年10月期までは営業損失を計上しておりましたが、事業の拡大に伴い、契約施設数が順調に積み上がり、ユーザーの利用を促進することで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用を含む営業費用が営業収益に占める割合は低下したことから、2022年10月期では黒字となりました。今後も、利益及びキャッシュ・フローの改善に努めて参ります。

⑤ 財務上の課題

当社は2022年10月期は黒字であったものの、2021年10月期までは営業赤字が継続しておりました。また、tripla Bookによる宿泊予約についてのユーザーからの預り金の増加を除くと、営業活動によるキャッシュ・フローは赤字が継続しておりました。今後、計画している十分な営業収益が獲得できない場合には営業赤字、営業活動によるキャッシュ・フローは赤字となる可能性があります。そのような場合に備え、常に一定水準の手元流動性を確保し、信用獲得に努めて参ります。手元流動性確保のため、金融機関との良好な取引関係の継続や内部留保の確保を継続的にを行い、財務基盤のさらなる強化を図って参ります。また、2022年11月に、

新規株式公開に伴う資金調達を実施し、財務基盤の拡充を行いました。

- (注)
1. 月次解約率：契約施設における直近12ヶ月の月次平均解約率です。
 2. DSP：Demand Side Platformの略称です。デジタル広告について、広告枠の買い付けや配信、分析等を一元的に管理し、広告効果の最適化を図るプラットフォームです。
 3. BIツール：Business Intelligenceツールの略称。組織が持つ様々なデータを分析・見える化して、経営や業務に役立てるソフトウェアのことです。
 4. レベニューマネジメント：需要と供給に応じて価格を変動させ、収益を最大化させるための販売管理を行うことです。
 5. チャンネルマネージャー：OTAや予約システム等の複数の宿泊予約情報とPMSを連携することで、在庫、プラン、価格等をまとめて管理するシステムのことを言います。
 6. PMS：Property Management Systemの略称です。宿泊施設が、部屋在庫、予約情報、請求情報等の情報を管理し、売上情報を連携する基幹システムのことを言います。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 5 期 (2019年 10月期)	第 6 期 (2020年 10月期)	第 7 期 (2021年 10月期)	第 8 期 (2022年 10月期)
営 業 収 益 (千円)	204,165	295,135	506,037	817,791
経常利益又は経常損失 (△)	△255,072	△296,285	△132,013	75,198
当期純利益又は当期純損失 (△)	△258,151	△303,940	△128,582	74,917
1 株 当 たり 当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△64.52	△65.79	△27.83	16.22
総 資 産 (千円)	634,078	683,209	911,261	1,880,783
純 資 産 (千円)	582,359	278,419	149,836	224,754

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入しております。
2. 当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月13日付で、A種優先株式1,500株、B種優先株式3,937株及びC種優先株式4,620株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ、1,500株、3,937株、4,620株交付しておりますが、第5期の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。なお、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを2022年7月13日付で消却しております。
3. 当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6. 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

当社の事業内容は以下のとおりであります。

1. 人工知能を使ったソリューションの開発・提供及びデータ解析
2. インターネットサービス事業
3. システムの企画・開発・販売
4. 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業
5. 国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅行業
6. ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する事業
7. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

7. 主要な営業所（2022年10月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
札幌事業所	北海道札幌市中央区
台湾事業所	台北市松山區

8. 従業員の状況（2022年10月31日現在）

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
70名	5名増	34.54歳	3.37年

(注) 従業員数には、当社から社外への出向者は含まれておりません。また、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー）は含めておりません。臨時雇用者数の当事業年度における平均人員数は9名であります。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

当事業年度末時点において親会社はございません。

(2) 重要な子会社の状況

当事業年度末時点において子会社はございません。

10. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入残高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	193,760
株式会社みずほ銀行	40,000

11. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

12. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

13. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

14. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年11月25日をもって東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

II 会社の株式に関する事項（2022年10月31日現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 18,480,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 4,620,000株 |
| 3. 株 主 数 | 28名 |

4. 大株主の状況（上位10名）

普通株式

株 主 名	持 株 数	持株比率
鳥 生 格	1,140,000株	24.68%
高橋 和久	760,000株	16.45%
イノベーション・エンジン産業創出投資事業有限責任組合 ALL-JAPAN観光立国ファンド投資事業 有限責任組合	362,000株	7.84%
MSIVC2018V投資事業有限責任組合	357,600株	7.74%
リード・グロース3号投資事業有限責任組合	348,000株	7.53%
ALL-JAPAN観光立国ファンド投資事業有限責任組合	186,000株	4.03%
NREGイノベーション1号投資事業有限責任組合	160,000株	3.46%
JR東日本スタートアップ株式会社	128,000株	2.77%
イノベーション・エンジンPOC投資事業有限責任組合	112,000株	2.42%
CSAJ スタートアップファンド投資事業有限責任組合	111,000株	2.40%

（注）自己株式は所有していません。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月13日付で、A種優先株式1,500株、B種優先株式3,937株及びC種優先株式4,620株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ、1,500株、3,937株、4,620株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを2022年7月13日付で消却しております。

当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,596,900株増加し、発行済株式総数は4,620,000株となっております。

当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は18,370,000株増加し、18,480,000株となっております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く。)	第1回 (260円)	2018年3月2日 ～2028年1月30日	600個	普通株式 120,000株	2名
	第4回 (625円)	2022年9月18日 ～2030年8月28日	100個	普通株式 20,000株	1名
社外取締役	第5回 (625円)	2022年9月18日 ～2030年8月28日	5個	普通株式 1,000株	1名
監査役	第2回 (340円)	2019年3月2日 ～2029年1月29日	50個	普通株式 10,000株	1名
	第5回 (625円)	2022年9月18日 ～2030年8月28日	5個	普通株式 1,000株	1名
	第6回 (625円)	2023年9月18日 ～2031年8月27日	20個	普通株式 4,000株	1名
		計	780個	普通株式 156,000株	7名

(注) 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議により、2022年7月26日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「行使価額」、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	高橋 和久	CEO
代 表 取 締 役	鳥生 格	CTO Product Department VP
取 締 役	岡 義人	CF0 Finance and Administration Department VP
取 締 役	山本 雅輝	オフィス雅株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	山添 千加美	—
監 査 役	阿曾 友淳	ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー 株式会社城南進学研究社 取締役（監査等委員） 株式会社Amazia 監査役 株式会社ユビキタスAI監査役
監 査 役	田端 聡朗	ブラッサ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役山本雅輝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役山添千加美氏、監査役阿曾友淳氏、監査役田端聡朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役山添千加美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役田端聡朗氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

社外取締役であった谷本徹氏は、2022年9月30日に、当社取締役を辞任いたしました。辞任時までの同氏の地位、担当及び重要な兼職の状況は下記のとおりです。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	谷本 徹	リード・キャピタル・マネージメント株式会社 代表取締役

3. 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった業務の遂行について善意で

重大な過失がないときに限られます。

4. 当事業年度における報酬等の総額等

各取締役の報酬、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で定めており、当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年1月29日であり、報酬限度額につき年額300,000千円以内と決議しております。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年1月30日であり、報酬限度額につき年額50,000千円以内と決議しております。当事業年度の役員報酬については固定報酬のみであり、業績連動報酬の支給はありません。なお、翌事業年度においては、当事業年度の営業利益の額を基準とし、翌事業年度の報酬の額に反映する方針であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数については、下記のとおりです。

区分	員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	4 （1）	39,755 （1,800）
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	7,020 （7,020）
合計 （うち社外役員）	7 （4）	46,775 （8,820）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年1月29日の定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は4名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第1回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の公正価値を上限として、2018年1月30日及び2020年8月28日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は、2018年1月30日時点で3名、2020年8月28日時点で3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年1月30日の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。また、上記報酬等の枠とは別枠として、2018年1月30日、2019年1月29日、2020年8月28日及び2021年8月27日開催の株主総会及び普通株主による種類株主総会でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、2018年1月30日時点で1名、2019年1月29日時点で1名、2020年8月28日時点で3名、2021年8月27日時点で4名です。
4. 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬の決議を経ております。取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
5. 当事業年度中に取締役であった者は5名ですが、その内1名については無報酬でありました。

5. 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	山本 雅輝	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に出席いたしました。金融業に関する多岐にわたる業務に精通しており、当該実務に即した専門知識と経験を活かし、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	山添 千加美	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	重要な兼職先はございません。
監査役	阿曾 友淳	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	田端 聡朗	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

V 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
監査法人A&Aパートナーズ

- (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務執行状況について相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会計監査人の報酬の額について同意しております。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
 - 1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - 2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - 3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 - 4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - 2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - 1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確

- 立する。
- 2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - 3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるような体制を構築する。
 - 4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・取締役CF0・人事担当・弁護士）に直接相談・申告できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
- 1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - 2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）
- 1) 当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会、もしくは監査役会はその必要があると判断すれば、協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - 2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- 1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける
 - 2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- 1) 監査役会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - 2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

①内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

②コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに関するリスク、対応の協議は「リスク・コンプライアンス委員会」の会議体での協議を行い、役員及び従業員への教育については社内研修等を実施することにより、法令及び定款の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。

③リスク管理に関する取り組み

リスク管理規程等の規程に基づきリスクを選定するとともに、選定されたリスクに対し、「リスク・コンプライアンス委員会」での協議を行い、影響を与えるリスクの選定と必要な対策について、必要な検討を行いました。

④業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

業務執行に係る重要案件については、経営会議規程、取締役会の議論を経て決定しております。

⑤内部監査に関する取り組み

当社の内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき各部門への内部監査を実施し、適宜改善を図っております。監査結果は代表取締役CEOに報告しております。

⑥監査役が監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役が取締役会の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書及び契約書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、従業員にヒアリングを行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行いました。また、代表取締役との意見交換や、内部監査担当者との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務の遂行を図りました。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,848,988	流動負債	1,448,659
現金及び預金	1,676,653	1年内返済予定の長期借入金	26,391
売掛金	120,460	未払金	30,188
棚卸資産	199	未払費用	3,973
前払費用	11,674	未払法人税等	22,157
その他	39,999	前受金	5,626
		預り金	1,322,775
固定資産	31,795	その他	37,546
有形固定資産	6,689	固定負債	207,369
建物附属設備	1,211	長期借入金	207,369
工具、器具及び備品	5,477	負債合計	1,656,028
投資その他の資産	25,105	(純資産の部)	
破産更生債権等	0	株主資本	224,754
差入保証金	3,320	資本金	388,750
繰延税金資産	21,785	資本剰余金	769,485
		資本準備金	288,750
		その他資本剰余金	480,735
		利益剰余金	△933,481
		その他利益剰余金	△933,481
		繰越利益剰余金	△933,481
		純資産合計	224,754
資産合計	1,880,783	負債・純資産合計	1,880,783

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年11月1日から
2022年10月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
営 業 収 益		817,791
営 業 費 用		734,125
営 業 利 益		83,665
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
為 替 差 益	309	
そ の 他	11	337
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	563	
上 場 関 連 費 用	7,950	
雑 損 失	290	8,804
経 常 利 益		75,198
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	105	105
税 引 前 当 期 純 利 益		75,304
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,341	
法 人 税 等 調 整 額	△14,954	386
当 期 純 利 益		74,917

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年11月1日から
2022年10月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
期 首 残 高	388,750	288,750	480,735	769,485	△1,008,398	△1,008,398	149,836	149,836	
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					74,917	74,917	74,917	74,917	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	74,917	74,917	74,917	74,917	
期 末 残 高	388,750	288,750	480,735	769,485	△933,481	△933,481	224,754	224,754	

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	3～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、ホスピタリティ・ソリューション事業の単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①各種システムの基本料金に関する収益

各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

②tripla Bookの従量課金による収益

tripla Bookの提供を通じてユーザーが宿泊すること及び当該予約に関する決済が完了することを履行義務として認識しており、各ユーザーの宿泊の完了により履行義務が充足されると判断していることから、各宿泊予約のチェックアウト時点で収益を認識しております。

③tripla Botの変動課金による収益

tripla Botの契約の内、実際のリクエスト数（注1）に応じて収益が変動する契約があります。tripla Botを通じて受けた問い合わせ（リクエスト）に対して、社内の人力オペレーターが回答することを履行義務として認識しており、回答の完了により履行義務が充足されると判断していることから、リクエストへの回答完了時点で収益を認識しております。

④SI（System Integration）による収益

顧客との開発業務委託契約における義務を履行することにより、当該履行義務を完了した部分について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

（注）1．リクエスト数：チャットにより問い合わせを受けた数の内、同一日における同一ユーザーによるものを1リクエストとして計算した数値を言います。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払の額を差し引いた純額で収益認識する方法に変更しております。

また、受注制作のソフトウェア（SIによる収益）について、従来、工事完成基

準（検収基準）を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、インプット法によっています。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度における営業収益、営業費用はそれぞれ69,288千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計算書類に計上した金額

繰延税金資産 21,785千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績に基づく収益力を判断基準とし、1年以内に発生する将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の利益計画を元に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。当該見積りには、過年度の利益計画の達成状況等を考慮しております。当該計画及び見積りにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度においても一定程度継続するという仮定に基づいております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,039千円
(2) 資産から直接控除した貸倒引当金	
売掛金	1,338千円
破産更生債権等	30千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	4,620,000株

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	450,800株
------	----------

(注) 上記の内、第6回新株予約権412個については、権利行使期間の初日が到来しておらず、第6回新株予約権の目的となる株式数は、82,400株であります。そのため、当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数は、普通株式 368,400株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	2,467千円
貸倒引当金	414千円
繰越欠損金	293,180千円
繰延税金資産小計	296,062千円

評価性引当額	△274,276千円
繰延税金資産合計	21,785千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	4.3
評価性引当額の増減	△34.4
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき、金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理、残高管理を行う等によりリスク低減に努めております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

c. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	233,760	232,320	△1,439

※1 現金及び預金、売掛金、預り金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,676,653	—	—	—
売掛金	120,460	—	—	—
合計	1,797,113	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,391	30,684	30,684	30,684	30,684	84,633
合計	26,391	30,684	30,684	30,684	30,684	84,633

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	232,320	—	232,320
負債計	—	232,320	—	232,320

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度（千円）
tripla Book	452,696
tripla Bot	349,689
その他	15,405
顧客との契約から生じる収益合計	817,791

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に

記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	75,897	120,460
契約負債	6,753	5,626

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金（貸倒引当金控除後）、契約負債は前受金としてそれぞれ表示しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 48円65銭
- (2) 1株当たり当期純利益 16円22銭

(注) 1. 2022年6月28日開催の臨時取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議したことにより、2022年7月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

2. 2022年7月26日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2022年11月25日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたし

ました。この上場にあたり、2022年10月20日及び2022年11月7日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年11月24日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式660,000株
- ③ 発行価格：1株につき800円
- ④ 引受価額：1株につき736円
- ⑤ 払込金額：1株につき620.50円
- ⑥ 資本組入額：1株につき368円
- ⑦ 発行価額の総額：528,000千円
- ⑧ 払込金額の総額：409,530千円
- ⑨ 資本組入額の総額：242,880千円
- ⑩ 払込期日：2022年11月24日
- ⑪ 資金の使途：(i)借入金の返済、(ii)人材確保のための人件費・採用費、(iii)広告宣伝費に充当する予定であります。

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2022年11月25日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年10月20日及び2022年11月7日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。

- ① 募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式154,300株
- ③ 割当価格：1株につき736円
- ④ 払込金額：1株につき620.50円
- ⑤ 資本組入額：1株につき368円
- ⑥ 割当価格の総額：113,564千円
- ⑦ 資本組入額の総額：56,782千円
- ⑧ 払込期日：2022年12月27日
- ⑨ 割当先：大和証券株式会社
- ⑩ 資金の使途：「一般募集による新株式の発行 ⑩資金の使途」と同一であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月23日

tripla株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 晃一
指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 聡司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、tripla株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人 A&A パートナーズの監査方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月26日

tripla株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

山添 千加美 印

阿曾 友淳 印

田端 聡朗 印

以 上